

第10回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成21年8月26日（水）午後7時00分～9時00分

2 開催場所

十和総合開発センター 大会議室

3 出席者（敬称略）

・委員：山本 桓、八木 雅昭、川村 英子、山脇 峯一
宮脇 晴信、林 長生、井上 典子、奥宮 正洋
佐藤 恵司、船村 覚、長谷部 恵美 11名出席

・事務局：企画課 武内課長 吉岡総括主幹、岡崎主任

・作業部会：森副課長（環境課）仲副課長（十和総合支所地域振興課）
小笹主幹（同支所産業建設課）

・傍聴人 0名

4 議事

(1)「住民の意見を聞く」会について

(2)「自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討」

(3)その他

5 会議結果（要旨）

「住民の意見を聞く」会について

事務局から「住民の意見を聞く」会を終えて、各地区から出た意見を資料に基づき報告。
（資料は、全地区の意見を項目ごとに整理したものと内容の重複にはなるが地域ごとにまとめたものからなる。）

・参加者数の少なさを見て事務局はどのように思っているか。

「事務局」

個々への働きかけは十分とはいえないが、各戸にこの会の開催について周知はおこなった。いきなりお知らせする中身としては、自治基本条例を理解していただくことが難しかった。分かり易い文章に出来なかった力不足はあるが、興味を示していただくまで至らなかった。

・言われたとおり、まだまだ関心がない状況である。

地方自治は、議会と町執行部が車の両輪ごとくやってきたわけだが、ほとんどの住民はおまかせという立場で今日まで来た。地方分権が進むにつれ地方へ権限が委譲されなど地方自治への運営責任が増すなかで、議会の役割、住民の役割が大きなウェイトを占めようになり、これまで議会と町執行部が担ってきた地方自治へ、住民も同等の形で参画していく考え方が出されている。自治をもう1度見直さなければならない状況であるが、リーダーシップをとるのは、やはり行政や議会であって欲しいと期待する。

行政の関係者、議員なども今回の会に積極的に参加して欲しかった。行政はどのような考え方で自治基本条例を提起しているのか、どのような認識を持っているのかを聞かせてもらいたい。

「事務局」

検討委員会の中で住民の意見を聞く活動をしていこうと始まったことで、町の方から意見を聞こうと提案したわけではなかったと思う。今の段階でどれだけの人が参加してくれるのか心配もあったが、白紙の段階で意見を聞こうという取り組みであった。町職員に対して強い要請はしておらず、職員間の回覧を利用し、町民の方と同様な形で周知を行った。参加した職員は義務的でなく、意識的に来たと思う。

全体を見ても非常に参加人数は少ないが、十和地区は参加数が多く、これまで物事を進めるときに集まる習慣というものがしっかりしていると思う。

参加人数が少ない中で、住民の意見を反映させるということは無理だという厳しい意見も多くあった。

予想はしていたが、素案の様なものが無いと意見を出したくても出せない、叩き台を作ってからにして欲しいという意見もあった。

- ・参加者が少なかったことは、私達もそうだったが、基本条例がどのようなものなのかが分かりにくいものであるため。皆さんに分かってもらうためには、このような機会を多く持ち参加してもらって、意識を高めてかないといけない。そうすると時間が必要であり、来年1月の制定できるか不安がある。
- ・もっと時間を掛ける必要がある、1年程度の期間では良いものは出来ない。合併直後にやっていれば、もっと時間が取れたのではないか。

「事務局」

法的に定める必要のあるものは、合併前に整え、合併と同時に施行したが、新しい町としての判断に係るものは、新町長のもとで制定することとした。新しい町をどの様にしていくのかを表した総合振興計画を定め、それに基づき具体的に進めていった。

基本条例は、総合振興計画の中でも一番大切な課題だと思っている。基本条例制定の準備は、去年から始めたわけだが、具体的な検討は今年3月からと遅れたが、合併後3年間は、旧町村間の制度等の調整や摘み残し事業の実施の取り組み、4年目に基本条例へ手が付けることができた。

3月の話では、12月頃にまとめができ、1月ないし3月議会での制定とい

う話をしたが、検討委員会に町長が依頼していることであり、検討委員会の考えを尊重したいが、あんまり長くなると委員の方も疲れてくると思うので、疲れな範囲で期間を定め十分に議論していただきたい。
素案を提出する形を取れば、この検討委員会が諮問機関になってしまうなど、行政もどのような形で参加していけばいいのか戸惑っているところでもある。
検討委員会で骨格を作り、条文までということも議論されたが、職員も仕事のうえでの経験値もあり、指示があれば町も考え方を示していく。

- ・まだ検討する期間は取れるのか。

「事務局」

検討委員会に依頼していることであり、どれくらいの期間を必要とするのか議論していただきたい。当初は1年ぐらいと予測していたが、今までの経過を見ると時間を必要とすると思っている。

本来のやり方としては、委員の意見を取りまとめた結果を出していくことであるが、住民の参画、協働に配慮し、条例策定過程そのものが住民参画につながるように、住民の意見を活かしていくやり方をとっているので理解して欲しい。

- ・多くの意見として、素案を出して、もう一度地区を細かく分けて座談会をして欲しいということが出ている。
- ・素案としてまとめ、もう一度意見を求めて欲しいという各地での意見が出ており、これに応じるなら、結論を出すには時間を必要とする。

「事務局」

検討委員会として、261地区全地区に出向くことは難しいと思われる。素案ができる時期になれば広報等を通じて内容を公表できると思うので、要望のあった地区に赴くことや今回より会場数を増やす対応でどうか。

検討委員会の判断を尊重し、事務局はついていく。

- ・それぞれ用務もあることなので、全地区に行くことは困難であろう。素案をつくり多くの人に直接周知徹底させることは難しいことで、検討を要す。
- ・素案を示し、再度各地に赴く必要はある。
- ・叩き台を作らなければならない。叩き台を作って、できる限り地区を廻ることに努める必要がある。叩き台を検討委員会で作くれとも言われている。
- ・たたき台を示し、意見を求めればもっと参加者も増えるだろう。

代表制を取り、町執行部と議会に任す形を取っているが、住民が直接対等の立場で自治へ参画していける仕組みを新たに作りあげていく。具体的にどのような仕組みになるか、私達が勉強し、研究して取りまとめたものを住民に返していかなければならない。住民が意見を述べて、それが自治に反映していける仕組み、本来自治の目的はそこにあると思う。

議会や行政が基本条例をどう考えているのか、それぞれの役割を見直しまとめ、住民も自らの役割を整理し条文に表すためには、議会や行政の考えを私達は聞く必要がある。他の市町村を参考につくるのは簡単だが、自分達が理解し、こう有るべきものをつくるとしたら時間は必要である。

- ・ 今までのように任せきり、無関心ではいけない。誰かがやるだろうではない。
- ・ 行政は決ったことを知らせる。計画段階での意見を求めているとの住民意見もある。

「事務局」

住民に、どの段階で公表し意見を求めるのかは、実際のところ難しい。所定の手続きを踏み進めていても、新聞記事等に出ると既に決ったこととして受け取られる。実際には関係地域での話し合いなどがなされているが、多くの方には突然知らされたと思われる。

- ・ 投資効果が表れていないものもあり、責任追及も必要。

「事務局」

検討委員会への配慮不足とお叱りを受けたが、3月定例会で可決された行政評価条例がある。

事業を進める段階には、計画策定、計画に基づいた実行、実行内容の監視、内容の改善という流れがある。計画は十分であったか、実行には工夫があったか、実行後の改善策をそれぞれ検証しなければならない。

監視、改善の部分を条例に基づいて住民に公表し、批判も受けながらやっていく。

この評価については、議会に報告し、住民の方にも広報、ケーブルテレビを活用し公表していく。

- ・ 大正、十和地区では合併になって違和感があるように感じる。それぞれ理解に努める必要がある。
- ・ 叩き台を作ってもらいたいという意見があり、今後は叩き台を作っていくように会の進め方をしなければならない。

自治法では、首長からの提案権、議員の提案権の規定はある。基本条例の中に住民が対等の立場で参画しながら住民の提案権を持つことも検討される。住民が提案権を持った場合、提案を行なう仕組みや制度なども議論していかなければならない。議会、町、住民の役割がそのような中身になるかなど議論していかなければならない。基本条例に盛り込むかどうかの議論もある。

- ・ 住民が提案権をもった場合、どのような仕組みになるだろうか。
- ・ 住民が提案権をもつまで、住民の意識が高まっているか疑問である。
- ・ 住民と議会の関係、役割分担のなかで、住民が提案権を有する考えもあるが、議員が住民の意見を聞き提案していく仕組みを確立する方が、住民が参加しやすい気がする。
- ・ 住民の代表が議員であり、議員の活動がどうであるかということになる。

請願と提案の違いであるが、請願は実施計画など付けお願いすることであるが、提案は予算の裏付を行い、実施の段階まで検討し結論を出しておく必要がある。調査をして議会に提案できるものを整えなければならない。

- ・それは議員がすることではないか。
- ・住民が提案を行ないだしたら、行政も議会も混乱するのではないか。
- ・住民には、仕事や生活のため時間が無く、その役目を議員にお願いしている。議員にはその役目がある。
- ・現実問題としては、役割分担をしておかないといけない。住民の多くは議会での具体的な説明がしがたい。

- ・区長の代表者に報酬を出し、議員にvari提案を行なう仕組みをつくれれば、議員は必要としなくなる。

住民が調査、研究し、資料を整え提案することも許される制度も良いのではないかとの意見もある。難しいとは思いますが、そのような意義も描いておく必要があると思う。これは、条文を考えていく段階で検討したい。

自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討について

- ・叩き台をつかって示して欲しいとの意見が多くあるが、叩き台をつくる会議をとすべきではないか。

意見を聞く会で出された基本条例に生かせる意見を整理し、出していく必要があると考える。

- ・条例の基になる案を文章化する作業も必要になってくると思うが、全体でやっていくのか、小委員会をつかって検討するのか、事務局と委員長等で行なうのかなど、どの様な体制で検討していくのか。

基になる案を文書化していく方法をどの様にしていくのか、皆さんの意見を聞きたい。

- ・ある程度の条例の骨格みたいなものは、みんなで話し合っ決めていくべきではないか、その後に文化会に別れテーマ別に検討し、それを持ち寄り全体で話し合い調整する。事務局の支援もあるだろう。私達も条例に詳しくないので、どの様に表現したらいいのか、意見の中には分かり易いものにしてもらいたいとのことがあり、私も個人的にはそう思っているので、この様な表現にしたらとのアドバイスを貰えれば良いと思う。

「事務局」

当初に進め方の説明のなかで、骨格を検討委員会でまとめてもらえれば、役場の内部組織として作業部会があり、そこで叩き台をつくり、それを基に検

討をし、作業部会に返す。その積み上げにより素案をつくっていくやり方を提案させてもらったが、検討委員会の方でたたき台をつくるのか、それとも作業部会に任せるのか。

- ・進めていくには形になるものが必要であり、それを作業部会に出してもらい検討していくのか、骨格の構想は検討委員会の方で出していくのか。

「事務局」

作業部会も骨格ができないと作業に移れない状態である。ただ、骨格を示されるだけでは委員の気持ちを活かせないため、作業部会員もこの会に参加し意見を聞かせてもらっている。

- ・骨格とはどのようなものを想定しているのか。

「事務局」

基本条例に盛り込むべき事項を整理したものを想定している。作業部会ではそこまで決めていくことは考えていない。

今まで、検討委員会にて議論していただいていたと思うが、それを検討委員会としてまとめていただければと思う。その整理されたものに基づき、依頼されれば作業に移る。

- ・検討委員会で基本的な骨格ができないと作業部会は動けない状況ということだろう。
- ・作業部会は、どれくらいの人数か？

「事務局」

各課から12名ほどで構成している。

- ・条例の構成で言えば「章」にあたる部分を指しているのか。

「事務局」

括弧()に表されている見出し部分をまではお願いしたい。

どの様に進めていくか意見を聞きたい。誰かが起草していいかなければならないことである。

「事務局」

国の審議会においても誰かの私案が出され、それを叩き台にして議論して行くやり方がある。検討委員会は委任を受けていることでもあり、町が出すというよりも委員の何人かで叩き台を出す方が進みやすいのではないか。許されるなら職員がオブザーバーに入れてもらってもよいと思う。

- ・ある程度小委員会で起草していくやり方はどうか。
- ・そこで構想をまとめて、全体で議論するやり方が良いのでは。
- ・起草は3名程度で良いのではないか。
- ・委員長と副委員長にお願いしたい。

私と八木副委員長、武内課長の3人で起草させていただくことで異議はないか。

異議なし

「協議結果」

山本委員長と八木副委員長、武内課長の3人で起草することとし、サポート役として事務局の吉岡も加わることとする。

議会との意見交換に関する経過について、事務局より方向をしてほしい。

「事務局」

8月19日に議会総務常任委員会の田邊委員長、堀本副委員長の両氏と、山本委員長、八木副委員長、事務局の敷地副課長、吉岡でパブリックコメントの手続き条例に関する意見交換の申し込みを正式に総務常任委員会に行うとともに、事前の打ち合わせを行った。

意見交換については、田邊委員長、堀本副委員長にも同意をしていただき、総務常任委員会が議会に審議結果を報告する前に意見交換を行うよう調整を取るという話になっている。

開催日については、総務常任委員会に任せる。

意見交換は、手続き条例に関することに限定する。

できるだけ早い時期に意見交換会の開催をお願いしている。開催日については、総務常任委員会に任せいていることから、検討委員の方には急な連絡になるかもしれないが出席をお願いしたい。

総務常任委員会と検討委員会の全体で意見交換の機会を取ることが確認されたので、議会から日程の連絡が有り次第案内するので参加をお願いします。

次回の会議について

全体を起草するとなると時間を要することから、整理が出来た部分から随時示す。段階的に示すことにはなるが、それを全体で議論し、整理していくやり方で進める形を取りたい。

第11回自治検討委員会の日程

平成21年9月28日(月)

時間は、午後7時00分～午後9時00分

場所は、四万十町役場、3階委員会室